

政治団体の手引

令和 8 年 1 月

山梨県選挙管理委員会

目 次

	頁
1 政治資金規正法の目的	1
2 政治団体とは	
(1) 政治団体	1
(2) 政党	1
(3) 資金管理団体	1
(4) 国会議員関係政治団体	2
3 政治団体の諸届出等	
(1) 諸届出一覧表	5
(2) 届出(提出)先	5
(3) 届出義務違反	6
4 政治団体の会計経理	
(1) 会計帳簿の備付け及び記載	6
(2) 会計帳簿(収入簿・支出簿・運用簿)の様式	7
5 収支報告書	
(1) 収支報告書の提出	1 1
(2) 提出期限	1 1
(3) 提出部数	1 1
(4) 提出先	1 2
(5) 提出方法	1 2
(6) 収支報告書の写しの公表、閲覧及び情報の開示	1 2
(7) 収支報告書記載要領及び記載例	1 2
(8) その他	1 2
(9) 収支報告書の添付書類について	3 4
(10) 無償提供を受けた場合について	3 6
6 寄附に関する制限	
(1) 寄附の量的制限	3 8
(2) 会社等の寄附の制限	3 8
(3) 政治家への寄附の禁止	3 8
(4) 寄附の質的制限	4 0
(5) 寄附のあっせん等に関する制限	4 0
(6) 渡切りの方法による支出の禁止等	4 0
7 個人のする政治活動に関する寄附に対する課税上の優遇措置	
(1) 優遇措置の適用要件	4 2
(2) 優遇措置を受けるための手続	4 2
8 政治活動用事務所を表示する立札・看板の類の設置上の注意事項	
(1) 立札・看板の類の総数の制限	4 3
(2) 事務所ごとの立札・看板の類の数の制限	4 3
(3) 立札・看板の類の規格	4 3
(4) 証票の貼付	4 3
(5) 違法な設置	4 3
9 各種様式、記載例	4 4

1 政治資金規正法の目的

この法律は、政治団体や政治家などによる政治活動が公明かつ公正に行われるよう、政治活動のための資金（政治資金）の収支の公開やそのやりとりなどを規正して、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています（政治資金規正法（以下「規正法」という。）第1条）。

政治資金の規正については2つの考え方があります。一つは、政治資金の流れを広く国民に公開し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方（収支報告書の提出義務とその公開制度）です。もう一つは、政治資金のやりとりを直接制限するという考え方（量的な面からの制限、寄附を提供する側に着目した質的な面からの制限、その他公正なやりとりを実現するための措置）です。

2 政治団体とは

（1）政治団体（規正法第3条第1項）

「政治団体」とは、次に掲げるいずれかの要件に該当する団体をいいます。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援団体」はこれに該当します。）
- ③ 上記①、②の団体以外の団体で、次の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

（2）政党（規正法第3条第2項）

「政党」とは、上記（1）の政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

- ① 国会議員を5人以上有するもの。
- ② 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

（3）資金管理団体（規正法第19条第1項）

「資金管理団体」とは、政治家（公職にある者、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者）のために政治資金の提供を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体です。政治家がその代表者である政治団体のうちから1団体に限り指定することができます。

【資金管理団体を指定した場合のメリット】

- ① 政治家が政党から受けた寄附を、自分の指定する資金管理団体へ寄附（特定寄附）する場合には、寄附の量的制限が適用されません。
- ② 自己資金を寄附する場合、量的制限のうち「個別制限（年間150万円）」が適用されないため、総枠制限（1,000万円）の範囲内で寄附することができます。
- ③ 公職選挙法により、選挙前の一定期間（例えば、任期満了による選挙の場合は、任期満了日の90日前から選挙の期日まで）は、自分の後援団体への寄附は禁止されていますが、その後援団体が資金管理団体であれば寄附することができます。

※ 平成11年12月31日までは、会社、労働組合等の団体がする政治活動に関する寄附を年間50万円まで受けることができましたが、平成12年1月1日からは禁止されています。

【資金管理団体による不動産の取得等の制限】 ※平成19年8月6日施行

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないこととされています。

なお、施行前から引き続き所有している不動産については適用されませんが、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

(4) 国会議員関係政治団体（規正法第19条の7、第19条の16の3）

「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げるいずれかの要件に該当する政治団体をいいます。

- ① 国会議員・候補者（候補者となろうとするものを含む。）が代表である資金管理団体及びその他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する政治団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員である政治団体（いわゆる政策研究団体）
- ④ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられているもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます。（みなし1号団体）
- ⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）
 - ・同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）
 - ・同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

なお、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければなりません。

また、上記⑤の政治団体について、各年中において、(1)同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）又は(2)同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る上記の通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を県選挙管理委員会へ届け出なければなりません。

【国会議員関係政治団体について】

- ① 国会議員関係政治団体の有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るもの を除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管しなければなりません。
- ② 令和9年1月1日以降、収支報告書、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に係る経費の 領収書等の写し、政治資金監査報告書及び確認書は、オンラインにより提出しなければなりません。
- ③ 会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金 額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認 することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどう かを確認しなければなりません。
- ④ また、会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明し たときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明 書」という。）を作成しなければなりません。
- ⑤ 代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、会計責 任者を監督しなければなりません。また、代表者は、隨時又は定期に、次の事項を確認しなければな りません。
 - ・会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認 書及び差額説明書が保存されていること。
 - ・会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備え ていること。

- ⑥ 会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。
- ⑦ また、代表者は、会計帳簿等に関する随時又は定期の確認の結果及び会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。
- ⑧ 会計責任者は、収支報告書を提出するときは、代表者により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。※オンライン提出
- ⑨ また、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰り越しの状況が収支報告書に表示されていること等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、その報告書（政治資金監査報告書）を収支報告書に添付しなければなりません。※オンライン提出
- ⑩ 収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に關し、その明細を表示するとともに、その経費に係る領収書等の写しも添付しなければなりません。※オンライン提出
- ⑪ 収支報告書の提出期限は5月末日（1月から5月までの間に衆議院議員の総選挙等があった場合は、6月末日）となります。
- ⑫ 人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）の開示請求があった場合、団体の会計責任者は選挙管理委員会から提出命令を受けた日から20日以内に少額領収書等の写しを提出しなければなりません。

国会議員関係政治団体については、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書等からオンラインによる提出が義務化されたことから、次ページを参照の上、令和8年3月末までに、必要な準備を完了させるようお願いします。

【政党助成法について】

政党助成法は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な「政党の要件」、「政党の届出」、その他「政党交付金の交付に関する手続き」を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」を法律の目的として定めている。（政党助成法第1条）

○ 使途報告が必要な支部とその提出先

次の1～3の政党支部の会計責任者は、使途等報告書及び監査意見書等を、その年の12月31日の翌年（1月1日）から2ヶ月以内（この間に総選挙又は通常選挙があったときには3ヶ月以内）に、当該支部政党交付金を支給した政党の本部又は支部の会計責任者に提出しなければなりません。

- 1 支部政党交付金の支給を受けた支部
- 2 支部政党交付金による支出をした支部
- 3 12月31日現在において、支部政党交付金を積み立てた支部基金の残高を有する支部

また、政党支部の会計責任者は、支部交付金の交付を受けた本部又は支部に使途等報告書を提出したときは、当該本部又は支部に提出した日の翌日から7日以内に県選挙管理委員会にも提出してください。この場合、添付書類は監査意見書のみで、領収書等の写しは必要ありません。

なお、支部交付金を受けた場合、その収入を収支報告書にも記載することとなりますので、遺漏の無いよう留意してください。

国会議員関係政治団体の会計責任者の皆様へ

令和6年度の政治資金規正法改正により、国会議員関係政治団体については、
**令和9年1月1日以降に提出する収支報告書等(※)から
オンラインによる提出が義務付けられます。**(現在は努力義務)

※ 収支報告書・政治資金監査報告書・代表者による確認書が対象

オンライン提出にあたっては、
さまざまな準備が必要です。すべてお済みですか？

CHECK 1 システムの利用申請

オンライン提出は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用する必要があり、あらかじめ利用申請が必要です。

CHECK 2 ソフトのダウンロード

提出するデータは、総務省が提供するエクセルソフト「会計帳簿・収支報告書等作成ソフト」、または、「収支報告書作成ソフト（単独使用）」により作成します。

CHECK 3 併せて提出する書面も

「政治資金監査報告書」と「確認書」もオンライン提出が義務づけられます。

CHECK 4 電子署名が必要

「政治資金監査報告書」は登録政治資金監査人の電子署名、「確認書」は代表者の電子署名が付与されている必要があります。

CHECK 5 マイナンバーカードの準備

電子署名は、マイナンバーカードを利用した「公的個人認証」により行う必要があります。

※登録政治資金監査人は、「第五世代税理士用電子証明書（紫色の税理士カード）」によることも可能です

CHECK 6 アプリのインストール

「電子署名用アプリ」と「JPKI利用者ソフト」のインストールとマイナンバーカードを読み取るICカードリーダが必要です。※Androidスマホをご利用の場合、スマホをICカードリーダとして利用することも可能

義務化に円滑に対応していただくため、
お早めのご準備をお願いいたします

参考ページ

- | | |
|-------------------|---|
| ○システムの利用申請について | https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_1 |
| ○作成ソフトのダウンロードについて | https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020211 |
| ○電子署名の事前準備について | https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301 |
| ○改正政治資金規正法等の概要資料 | https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf |

詳しい資料は、総務省ホームページ「なるほど政治資金」にもまとめています

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo05.html



3 政治団体の諸届出等

(1) 諸届出一覧表

届出の種類	届出期限	届出内容	添付書類
政治団体設立届 <u>※郵送不可</u>	その組織の日、又は政治団体となつた日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> 目的 名称 主たる事務所の所在地 主たる活動区域 代表者 会計責任者 会計責任者の職務代行者 (それぞれの氏名、住所、生年月日、選任年月日) 支部の有無 税の優遇措置の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 綱領、党則、規約、会則等 政党の状況等に関する届 (政党支部のみ) 支部証明書 (政党支部のみ) 国会議員氏名届 (国会議員が主宰する政治団体又は主要な構成員である政治団体のみ) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書 (国会議員、知事、県議の候補者等を後援する団体のみ)
届出事項の異動届 <u>※郵送不可</u>	その異動の日から7日以内	同上 (異動事項の新旧)	綱領等の内容に異動があった場合は、当該綱領等
政治団体解散届 (H17.12.2～ 本部は支部に代わって届出可)	解散又は目的変更等により政治団体でなくなった日から30日以内	その年月日	その日現在における収支報告書及び領収書等の写し
資金管理団体指定届	指定から7日以内 (届出義務者は団体ではなく政治家となる。以下の「異動届」「指定取消届」も同様)	公職の種類、団体の名称、所在地、代表者の氏名及び指定年月日	宣誓書
資金管理団体届出事項の異動届	異動の日から7日以内	同上 (異動事項の新旧)	宣誓書
資金管理団体指定取消届	指定取消後7日以内	指定取消年月日	宣誓書
資金管理団体でなくなった旨の届	その事実が生じた日から7日以内	公職の種類、団体の名称、所在地、代表者の氏名及び事由発生年月日	宣誓書

※ 収支報告書については、11ページを参照してください。

(2) 届出（提出）先

山梨県選挙管理委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁別館1階
電話 055-223-1829

(3) 届出義務違反

政治団体には、前記(1)のように各種届出の義務が課されていますが、これらの届出を怠った場合には、次のように政治資金の授受について制限を受け、又罰則の適用があります（これ以外にも政治資金規正法違反には様々な罰則の適用があります）。

① 政治団体設立届（規正法第8条、第23条）

政治団体は、設立届がされた後でなければ政治活動（選挙運動を含む）のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができません。
<罰則> 5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金

② 収支報告書（規正法第17条第2項、第23条）

政治団体が、毎年の収支報告書を2年連続して提出期限までに提出しない場合には、設立届がされていない団体とみなされ、政治活動（選挙運動を含む）のため寄附を受け、又は支出をすることができません。
<罰則> 5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金（収支報告書提出義務違反）

4 政治団体の会計経理

(1) 会計帳簿の備付け及び記載

① 会計帳簿の備付け（規正法第9条第1項、政治資金規正法施行規則（以下「規正規則」とする。）第6条）

会計責任者は、会計帳簿（収入簿・支出簿・運用簿）を備え、それに当該政治団体の全ての収入、支出及び運用を記載しなければなりません。

② 領収書等の徴収（規正法第11条第1項、第19条の9）

会計責任者は、1件5万円以上の全ての支出について領収書を徴さなければなりません。また、国会議員関係政治団体の会計責任者は、全ての支出について領収書を徴さなければなりません。

③ 会計帳簿の記載（規正規則第6条）

ア 収入簿

「収入簿」には、収入を、①個人の負担する党費又は会費、②寄附、③あっせんされた寄附、④匿名寄附（政党のみ）、⑤機関紙誌の発行その他の事業による収入、⑥借入金、⑦本部又は支部から供与された交付金に係る収入、⑧その他の収入、の8項目に分けて記載してください。

イ 支出簿

「支出簿」には、支出を各項目（収支報告書記載要領欄の支出項目分類を参照のこと）ごとに分けて、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載してください。

ウ 運用簿

「運用簿」には、金銭等の運用を、①預金又は貯金、②国債証券等、③金銭信託、の3項目に分けて記載してください。

③ 会計帳簿の保存（規正法第16条第1項）

会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を、収支報告書の写しが公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。

※ 様式は、(2)①以降のものに準じて作成してください。なお、この会計帳簿は県選挙管理委員会に提出していただく「収支報告書」とは異なり、提出していただく必要はありません。

(2) 会計帳簿（収入簿・支出簿・運用簿）の様式

① 収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(1) 個人からの寄附				
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 合計			
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 (合計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(1) 機関紙誌の発行事業				
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
〔 政治資金パーティーの対価に係る 収入の内訳 〕				

ア 個人からの対価の支払	(1) 何々 ① 何々 ② 何々 ⋮ ① 何々 ② 何々 ⋮ ① 何々 ② 何々 ⋮ (内訳の計)			
イ 法人その他の団体からの対価の支払				
ウ 政治団体からの対価の支払				
〔 政治資金パーティーの対価に係る 収入のうち対価の支払のあっせん によるものの内訳 〕				
ア 個人によるもの	① 何々 ② 何々 ⋮ ① 何々 ② 何々 ⋮ ① 何々 ② 何々 ⋮ (内訳の計)			
イ 法人その他の団体によるもの				
ウ 政治団体によるもの				
	(2) 何々 ⋮ (内訳の計)			
(3) その他の事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 合計			
4 借入金	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
5 本部又は支部から供与された交付金に 係る収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
収入の総額				

② 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(2) 光熱水費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(4) 事務所費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計 総計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(2) 選挙関係費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(3) 機関紙誌の発行					
その他の事業費					
ア 機関紙誌の 発行事業費	1 何々 2 何々 ⋮ 小計				
イ 宣伝事業費	1 何々 2 何々 ⋮ 小計				
ウ 政治資金パ ーティー開催 事業費	1 何々 2 何々 ⋮ 小計				
エ その他の事 業費	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 合計				

(4) 調査研究費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(6) その他の経費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計 総計				
支出の総額					

③ 運用簿

運用の目的		預入れ等に 係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ 等に係 る金銭 等の金 額 (b)	収入 金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 ⋮							
2 国債証券等	1 何々 2 何々 ⋮							
3 金銭信託	1 何々 2 何々 ⋮							

5 収支報告書

(1) 収支報告書の提出（規正法第12条第1項）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年（1月1日～12月31日）の全ての収入・支出について収支報告書を作成し、提出することが義務づけられています。活動を停止している等の理由により収支がない（収支が「ゼロ」である）場合についても、提出義務があります。

※ 収支報告書を2年続けて提出期限までに提出しない政治団体は、設立届のない団体とみなされます（政治資金規正法第17条第2項適用団体）。

その結果、政治活動（選挙運動を含む）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができなくなります。

＜例＞

令和 7年 10月 1日 政治団体設立

令和 8年 4月 1日 令和7年分収支報告書未提出

令和 9年 3月 31日 令和7年分・令和8年分収支報告書未提出

令和 9年 4月 1日 法17条2項適用団体

※提出期限の最終日が休日の場合、翌営業日が提出期限となる。

(2) 提出期限（規正法第12条第1項、第19条の10）

原則として翌年の3月末日までに提出することとされていますが、当該日が休日の場合にはその翌日が提出期限となります（期限の日が行政機関の休日にあたるときは、その翌日をもってその期限とみなしています。以下同じ。）。

なお、翌年の1月1日から3月末日までの間に国政選挙の期間がかかる場合には、4月末日が提出期限となります。

また、国会議員関係政治団体の報告については、翌年の5月末日までに提出することとされていますが、1月から5月末日までの間に国政選挙の期間がかかる場合は、6月末日までとなります。

(3) 提出部数

提出は1部で結構ですが、団体用の控え（コピー）をとっておくようにしてください。

※収支「ゼロ」の場合に記載する様式は、次のとおりです。

（その1）表紙

（その2）収支の状況

（その17）資産等の状況

（その20）宣誓書

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

団体区分	(その14) 経常経費の内訳の記載		(その15) 政治活動費の内訳の記載		政治資金監査報告書の添付
	明細の記載及び領収書等の写しの添付		明細の記載及び領収書等の写しの添付		
① 一般の政治団体	—	—	要 (支出額0円のときは不要)	5万円以上	—
② 資金管理団体	要 (支出額0円のときは不要)	5万円以上	要 (支出額0円のときは不要)	5万円以上	—
③ 国会議員関係政治団体	要 (支出額0円のときは不要)	1万1円以上	要 (支出額0円のときは不要)	1万1円以上	要

(4) 提出先

山梨県選挙管理委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁別館1階
電話 055-223-1829

(5) 提出方法

① 窓口へ持参

窓口で訂正をする場合、「会計責任者」の訂正印が必要ですので、収支報告書を提出する際は、会計責任者の私印（認印で可）をご持参ください。

また、収支報告書の表紙の内容等に変更が生じた場合は、「届出事項の異動届」（資金管理団体については、あわせて「資金管理団体届出事項の異動届」）が必要になります。提出の際には、代表者の私印（代表者を異動する場合は新代表者の印）をご持参ください。

なお、新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止のため、届出事項に異動がない場合は、窓口への提出ではなく、郵送又はオンラインにより提出いただけるよう御協力をお願いいたします。

② 郵送（推奨）

内容に間違いがないか良くお確かめの上、郵送してください。確認の結果、訂正すべき箇所が見つかった場合、会計責任者印をご持参の上、窓口で訂正していただく必要があります。受付印を押印した収支報告書の表紙（コピー）が必要な場合は、返信用の封筒（110円切手貼付）も同封してください。なお、届出事項に異動がある場合（①参照）、郵送では受付できません。

③ オンライン提出（推奨）

総務省の「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用して、オンラインによる提出が可能です。システムの利用に当たっては、あらかじめログイン用のID及びパスワードを取得する必要があります。詳細は、総務省ホームページ(<https://kyoudou.soumu.go.jp/>)をご覧ください。

なお、令和9年1月1日以降、国会議員関係政治団体に係る収支報告書、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に係る経費の領収書等の写し、政治資金監査報告書及び確認書は、オンラインにより提出が義務付けられておりますのでご留意ください。

(6) 収支報告書の写しの公表、閲覧及び情報の開示（規正法第20条、第20条の2、第20条の3）

県選挙管理委員会は、収支報告書が提出された年の11月30日までにその写しを「県のホームページ」において公表します。

提出された収支報告書は、その写しを公表した日から3年間保存され、その間は誰でも県選挙管理委員会事務局で閲覧及び写しの交付が請求できるようになっています。

情報の開示については、当該収支報告書の写しが公表される日前は開示決定を行わないものとされています。

※ なお、総務大臣届出団体の収支報告書の閲覧及び写しの交付の請求を行う場所は、総務省となります。

(7) 収支報告書記載要領及び記載例（次ページ）（規正規則第8条）

注） 各様式の記載例はあくまで記載方法を示すためのものであり、積み上げ等は一致しません。

なお、県選挙管理委員会から配布している収支報告書様式に記載する際、各様式の枚数に不足が生じた場合は、適宜複写してください。

(8) その他

政治資金制度についての詳細は、総務省自治行政局選挙部政治資金課作成の「政治資金規正法のあらまし」をご覧ください。（https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/senkyo/index.html）

様式（その1）

(表紙) **※必ず提出**

収支報告書の提出時点での状況により記載
(内容に変更がある場合は、異動届が必要)

該当する区分に✓

第14号様式（第8条関係） (その1)	1 (ふりがな) 1 政治団体の名称 (やまなし たろう こうえんかい 山梨太郎後援会)	2 主たる事務所の所在地 ○○市□丁目△-×	3 代表者の氏名 山梨 太郎	4 会計責任者の氏名 乙山 花子	5 (事務担当者の氏名) 丙川 次郎	6 (電話番号) 055-237-1111	7 (※受付印)	8 収支報告書 令和 7 年分
収支報告書								
政治団体の区分								
<input type="checkbox"/> 政 党 の 覚 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部								
活動区域の区分								
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input checked="" type="checkbox"/> 山梨県の区域内								
資金管理団体の指定の有無								
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (「有」の場合)								
公職の種類 (現職・候補者の別) 山梨県議会議員○○市選挙区（現職） 山梨 太郎								
資金管理団体の届出をした者の氏名								
(※)資金管理団体の指定の期間								
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入								
(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間								
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※対象年の途中で適用した場合のみ記入								

作成者の氏名、電話番号を記載

※県選挙管理委員会への送付用
封筒などで、作成者（事務担当者）の氏名・電話番号が確認できれば、記載不要。

「無」の場合は記入しない。

資金管理団体の指定を受けていた期間を記入。

(※1月1日から12月31日まで通年で指定されていた場合は、記載不要)

毎年12月31日現在の状況を記載

「資金管理団体の指定の有無」欄について（指定が「有」の場合）

「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して記載すること。

また、その職にある者にあっては「山梨県議会議員○○市選挙区（現職）」、その職の候補者にあっては「山梨県議会議員○○市選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあっては「山梨県議会議員○○市選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。

様式（その2）

（収支の総括表、個人の負担する党費又は会費及び寄附）※必ず提出

（その2）
1 収支の総括表

収 支 の 状 況

収入総額	8	6	5	0	0	0
（前年からの繰越額）	5	0	0	0	0	0
（本年の収入額）	8	1	5	0	0	0
支出総額	6	3	8	2	0	0
翌年への繰越額	2	2	6	8	0	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費						
金額	1	0	0	0	0	0
員数	1	0	0	0	0	0

①+②… A

① → R 6年分の「翌年への繰越額」と一致。

② 下記(1)個人の負担する党費

又は会費

(2) 寄附

(その3)～(その6)の合計額

(その13)の合計額と一致。

(法人その他の団体が負担する会費等は、「寄附」となる)

→ 延べ人数ではなく実人数

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額		備 考
(ア) 個人からの寄附	2	0	0
	0	0	0
	0	0	(その7)へ内訳を記載
	0	0	(イ) 法人その他の団体からの寄附
(ウ) 政治団体からの寄附	1	0	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3	0	0
【寄附のうち寄附のあっせんによるもの】	0	0	(その8)へ内訳を記載
イ 政党匿名寄附	0	0	(その9)へ内訳を記載
合計 (ア + イ)	3	0	0

「街頭または一般に公開される演説会もしくは集会の会場において、政党に
対してされた匿名の寄附でその金額が千円以下のもの」のこと

→ 「個人又は団体によって特定の政治団体又は特定の公職の候補者のために政治活動
に関する寄附が集められ、これが当該政治団体又は候補者に提供されるもの」のこと

参考

収入項目の分類基準表

項目	内容	
1 党費または会費	<p>個人が負担する党費または会費（当該団体の規約等の定めにより集められるもの）の合計金額及び納入した者の実人員。</p> <p>※「法人その他の団体」からの党費または会費は除く（「2 寄附（2）法人その他の団体」に含める。）</p>	
2 寄附	(1)個人	個人からの寄附（特定寄附を含む。）
	(2)法人その他の団体	<p>「法人その他の団体」から受けた寄附（党費・会費として受けた金額を含む。）</p> <p>※「法人その他の団体」からの寄附を受けられるのは、政党又は政党支部のみ。</p>
	(3)政治団体	<p>政治団体として届出がある団体からの寄附</p> <p>※政党支部が、本部又は支部から受け取った交付金は、（その5）に計上する。</p>
	(4)政党匿名寄附	<p>政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた、1,000円以下の寄附。</p> <p>この例以外は、すべて禁止。</p>
3 機関誌紙の発行その他の事業による収入	<p>「機関紙や機関紙誌の発行事業収入」「政治資金パーティーの開催事業収入」「新年会・忘年会等その他催し物の会費による収入」。</p> <p>具体的には、「○○機関紙発行事業」「△△政治資金パーティー開催事業」「□□講演会開催事業」「××総会開催事業」等の名称を事業ごとに記載する。</p> <p>ここで掲載した事業については、支出の2「政治活動費」の(3)機関紙誌の発行その他の事業費のいずれかの支出として掲載される。</p> <p>※これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となるので注意。</p>	
4 借入金	個人または金融機関等からの借入金。	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部・支部間又は支部間における（選管等へ届出がある支部に限る。）交付金・還付金・納付金・寄附等によって受けた額。	
6 その他の収入	<p>上記1～5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。</p> <p>この項目は、1件10万円以上のものについては個別に明細を記載する。</p>	

様式（その3）

(機関紙誌の発行その他の事業による収入)

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
機関紙「〇〇〇」の発行事業	3000000	
山梨太郎を励ます会	2000000	令和7年7月10日 □□□会場

事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

なお、収入と支出の差額ではないことに注意すること。また、ここに記載した事業については、「2 政治活動費の（3）機関誌紙の発行その他の事業費」の支出に対応しているため、必ず「アからエの各事業」に区分し、かつ事業の種類ごとに（その15）を作成すること。

ア 事業名は具体的に記載すること。

イ 政治資金パーティー（※）開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

※ 政治資金パーティー

対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から、その催物に要する経費を差し引いた残額を、催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされているものをいう（開催に関して様々な規制があるので注意すること。）。

なお、令和9年1月1月からは、何人も外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払いを受けることはできません。政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払いを受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払いをする者に対し、当該対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面により告知するとともに、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払いを受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

この頁の小計	500000
合計	500000

様式（その4）

(借入金)

(その4)

(4) 借入金		
借入先	金額	備考
〇〇〇〇銀行□支店	1500000	令和7年4月12日

① 借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、「〇〇銀行△△支店」というように具体的に借入先を記載すること。

② 借入先ごとの残高が100万円を超える場合は、様式（その17）「資産等の状況」の「シ」の有□にチェックし、内訳を様式（その18）に計上すること。

③ 借入金を年内に返済した場合にも全額計上し、返済金は様式（その13）「支出項目別金額」の「他の経費」に計上し、内訳を様式（その15）で「借入金返済」として計上すること。

この頁の小計	1500000
合計	1500000

様式（その5）

(本部又は支部から供与された交付金に係る収入)

(そ の 5)

（5）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を交付した本部又は支部ごとに、供与を受けた年月日順に、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

なお、当該政治団体の本部又は支部から供与された収入については、その名称を問わず、全てここでいう「交付金」に含まれることとなるので、本様式に計上すること。

様式（その6）

(その他収入)

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額	備考
預金利子	1000000	○○銀行□□支店
① 「個人の負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」及び「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」以外の収入（例えば利子収入など）について、1件あたりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が <u>10万円以上のものについては、内訳を記載すること。</u> 10万円未満のものについては、一括して合計金額を「1件 10万円未満のもの」欄に記載すること。		
② 「摘要」欄には、収入の基団となった事実を「預金利子」というように具体的に記載すること。		
この 頁 の 小 計	1000000	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	500000	
合 計	1500000	

① 「個人の負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」及び「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」以外の収入（例えば利子収入など）について、1件あたりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについては、内訳を記載すること。 10万円未満のものについては、一括して合計金額を「1件 10万円未満のもの」欄に記載すること。

② 「摘要」欄には、収入の基準となつた事実を「預金利子」というように具体的に記載すること。

様式（その7）

（寄附の内訳）

共通事項

ア 様式（その2）に記載した「寄附」の内訳であり、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」及び「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄に、これらの区分を記載すること。

イ 同一の者からの「寄附」で、その合計金額が年間5万円を超えるものにあっては、当該「寄附」をした者の氏名、住所、職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び当該「寄附」の金額並びにそれを受けた年月日を記載すること。同一の者からの「寄附」が年間2件以上ある場合には、当該「寄附」をした者についてそれを受けた年月日順にまとめて記載し、小計を入れること。同一の者からの「寄附」について、それを受けた年月日ごとに記載しなければならず、「R7.5.1～10.1」というように、期間をまとめて記載することはできない。

ウ 「寄附」のうち、イにより明細を記載した以外のものについて、「その他の寄附」欄に、まとめてその合計金額のみを記載すること。

（その7）

（7）寄附の内訳					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額			年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
山田 太郎	400000	0	0	7.1.10	○○市◇◇一丁目△番□号	自営業	
"	400000	0	0	7.5.20	"	"	
計	(800000)	0	0				
甲野 一郎	1000000	0	0	7.10.1	△△市□□二丁目○番□号	(株)○○商事役員	

① 個人が行った「寄附」で、課税上の優遇措置を受けようとするものについては、「寄附」の合計金額が年間5万円以下であっても、全てその明細を記載すること。							
② 政党・政治資金団体以外の政治団体の場合、寄附の個別制限により、同一の者からの寄附金額は年間150万円を超えることはできない。							
③ 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、山梨太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「○特 山梨太郎」というように記載すること。							
※ 特定寄附とは、政治家自身が政党から受けた政治活動に関する寄附を自分の指定する資金管理団体に寄附することをいう。							
④ 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。							

この頁の小計	1800000	0	0				
その他の寄附	200000	0	0				
合計	2000000	0	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	法人その他の団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
この頁の小計					
その他の寄附					
合計					

- ① 法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされるのでこの欄に記載すること。
② 法人その他の団体は、政党・政治資金団体及び政党の支部以外の者に対しては寄附することができない。
※ 平成11年12月31日までは、法人その他の団体は、政党、政治資金団体及び資金管理団体に対して寄附することができた（同一の資金管理団体への寄附は年間50万円まで）が、平成12年1月1日からは、政党及び政治資金団体に限られる（資金管理団体への寄附は禁止）こととなっている。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
○×政治連盟	1,000,000	1.8.22	××市○○丁目△番□号	丁山 四郎	
この頁の小計	1,000,000				
その他の寄附				0	
合計	1,000,000				

個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間5,000万円を超えることはできない。
また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため「政治団体からの寄附」に含めない。

<様式（その8）、様式（その9）は記載例を省略>

様式（その8）

（寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳）

（その8）

（8）寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳							寄附のあっせん者の区分				
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額						提供年月日	集めた期間	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
	千	百	十	円	十	円					
この 頁 の 小 計											
その他の寄附											
合 計											

『寄附のあっせん者の区分』には、あっせん者ごとに「個人によるあっせん」、「法人その他の団体によるあっせん」又は「政治団体によるあっせん」に分類し、それぞれ別葉とするほか、様式（その7）の記載要領に準じて記載すること。

※ 「寄附のあっせん」については、14ページを参照してください。

様式（その9）

（政党匿名寄附の内訳（政党のみ対象））

（その9）

（9）政党匿名寄附の内訳							年 月 日	備 考
政党匿名寄附を受けた場所	金額							
	千	百	十	円	十	円		
この 頁 の 小 計								
合 計								

様式（その2）に記載した「政党匿名寄附」の内訳であり、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額、年月日及び場所を記載すること。

※ 「政党匿名寄附」については、14ページを参照してください。

様式（その10）

(機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳)

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳							
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額			対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
○×記念パーティー	100000000			500	7.6.30	×市○丁目△番□号 ○△会館	前年収入 ×人、○○円
この頁の小計	100000000						
合計	100000000						

- ① 政治資金パーティーのうち、特定パーティー（対価に係る収入が1千万円以上のもの）について、パーティーごとに、名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- ② 前年開催または翌年開催であっても、開催規模が1,000万円以上又は1,000万円以上と見込まれる政治資金パーティーは、当該年の収入が1,000万円未満であっても記載すること。
- ③ 前年の収入がある場合には、備考欄にその人数・金額を記載すること。
- ④ 共催の場合には、備考欄に共催した団体の名称・金額を記載すること。

様式（その11）

(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	選管四郎を励ます会		
			対価の支払をした者の区分	個人からの対価の支払い		
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
山梨 花子	250000	7.9.30	○○市△△丁目×番□号	会社役員		
この頁の小計	250000					
合計	250000					

- ① 一の政治資金パーティーについて、同一の者から20万円を超える収入があった場合に、その者の氏名、住所、職業、対価の金額及び年月日を記載すること。
- ※ なお、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものについては、5万円を超える収入があった場合に記載することになります。
- ② 「政治資金パーティーの名称」欄には、当該政治資金パーティーの名称を記載し、政治資金パーティーごとに別葉とすること。
- ③ 「対価の支払をした者の区分」欄には、「個人からの対価の支払い」、「法人その他の団体からの対価の支払い」、「政治団体からの対価の支払い」に分類して記載し、それぞれ別葉とすること。
- ④ 一の政治資金パーティーに係る20万円以下（令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーについては5万円以下）の対価の支払についても記載して差し支えないこと。

様式（その12）

(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳)

(その12)

（12）政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳		政治資金パーティーの名称		□△記念パーティー		
		対価の支払のあっせん者の区分		政治団体からの対価の支払い		
対価の支払のあっせん者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	提供年月日	集めた期間	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
選管政治連盟	600000	7.1.20	7.1.1 ～1.17	□市×丁目○番△号	甲山 一郎	
この 頁 の 小 計	600000					
合 計	600000					

一の政治資金パーティーについて、同一の者が20万円を超える対価支払のあっせん（※）があった場合について、様式（その11）に準じて記載すること。

なお、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後のあっせんによるものについては、5万円を超える対価支払のあっせんがあった場合に記載することになります。

※ 政治資金パーティーの対価の支払いのあっせん

個人または団体が、特定の政治団体のために政治資金パーティーの対価として支払われる金銭等を集めて、これを当該政治団体に提供すること。

様式（その13）

(支出項目別金額の内訳)

(その13)
3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額				備 考
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費			1 0 0 0 0 0 0		→内訳（その14）は不要
(2) 光 熱 水 費				3 5 0 0 0 0 0		
(3) 備 品・消 耗 品 費				6 5 0 0 0 0 0		資金管理団体及び国會議員関係政治団体は、内訳（その14）が必要。
(4) 事 務 所 費				1 5 0 0 0 0 0		
小 計				3 5 0 0 0 0 0	(1)～(4)の合計	… A
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費			1 2 7 2 0 0 0		
(2) 選 挙 関 係 費				5 5 0 0 0 0 0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				5 6 0 0 0 0 0	ア～エの計	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				2 1 0 0 0 0 0		
イ 宣 伝 事 業 費				0		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費				3 5 0 0 0 0 0		
エ そ の 他 の 事 業 費				0		
(4) 調 査 研 究 費				0		
(5) 寄 附・交 付 金				5 0 0 0 0 0 0	うち支部交付金	200,000円
(6) そ の 他 の 経 費				0		
小 計				2 8 8 2 0 0 0	(1)～(6)の計	… B
合 計				6 3 8 2 0 0 0	→ A+B	⇒ (その2)の「支出総額」と一致

→ 様式（その15）により、それぞれ、その内訳を記載すること。

- ① 「経常経費」について、資金管理団体による1件あたり5万円以上の支出（人件費を除く。）について、その明細を様式（その14）に記載し、領収書等の写しを添付しなければならないこと。

また、国会議員関係政治団体に該当する場合、1件あたり1万円を超える支出（人件費を除く。）について、その明細を様式（その14）に記載し、領収書等の写しを添付しなければならない。

② 各支出項目において、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出が含まれている場合は、項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。これらの額の合計は、様式（その16）の合計に一致すること。

なお、当該政治団体の本部又は支部に供与した支出については、その名称を問わず、全てここでいう「交付金」に含まれることとなるので注意すること。

参考 支出項目の分類基準表

項目	項目別区分小分類の例	内容
1 経常経費	(1) 人件費	総額を記載し、内訳・領収書は不要 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
	(2) 光熱水費	①資金管理団体は、内訳が必要（5万円以上の支出には、領収書等の写しを添付） ②国会議員関係政治団体は、内訳が必要（1万1円以上の支出には、領収書等の写しを添付） ③上記以外の団体は、内訳・領収書等は不要 電気・ガス・水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
	(3) 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務所用紙、封筒、筆記具等の事務用品類、新聞、雑誌、ガソリン（事務所用自動車用）等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4) 事務所費	事務所の借料損料（地代・家賃など）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの。

項目	項目別区分小分類の例	内容
2 政治活動費	(1) 組織活動費	組織対策費、大会費、行事費、涉外費、交際費など（選挙に関するものを除く。） 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（臨時に会費等を徴収しないで実施したもの）、組織対策費（当該団体の日常の政治活動を行う上で要する経費）、涉外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（慶弔等の儀式的に支出する経費など）など。
	(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費など 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞として候補者又は出納責任者に寄附したもの。その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の類をいう。政治団体への寄附は、政治活動に関する寄附として、「(5)寄附・交付金」に区分される。

(3) 機 関 そ 誌 の 紙 他 の 發 事 行 業	ア 機関紙誌の發行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、發行事業従事者の給与など	材料費、印刷費、荷造発送、原稿料、機関紙誌の發行事業に従事する者に支払われる給与、その他機関紙誌の發行に要する経費の類をいう。
	イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など	機関紙誌の發行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビ等の広告料、ポスター・ビラ・パンフレット・団体の看板等の作成費、ホームページ関係費、宣伝用自動車の購入費用・維持費の類をいう。
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費パーティ名、事業名など	政治資金パーティーの開催に要した経費をいい、例えば、会場借上費、記念品代、講演者への謝礼等の講演会に要した経費などでパーティー毎に別葉にまとめる。
	エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など	会費や売上など「3 機関紙誌の發行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費で、ア、イ、ウ以外の事業について事業毎に別葉にまとめる（催した事業のために会費を徴収したもの）。
	(4)調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費など	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
(5)寄附・交付金	寄附、交付金、会費など	当該団体以外の政治団体等への政治活動に関する寄附・会費・賛助金、当該政治団体の本部又は支部の関係にある団体間（政党を含む。）で、本部又は支部に供与した交付金、会費、負担金の類をいう。 選挙に関して候補者（又は出納責任者）に支出される経費は、「(2)選挙関係費」である。	
(6)その他の経費	借入金返済、貸付金など	上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。	

様式（その14）

（経常経費（人件費を除く。）の内訳）

※国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ必要

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳				年月日	項目別区分 備品・消耗品費		
支出の目的	金	額		支出去受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出去受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
事務所の机購入		50000		7.4.11	○○事務販売	○○市◇丁目×-△△	
ガソリン代		50000		7.4.26	○○石油販売	△△市◇丁目×-○	
自動車修理代金		100000		7.7.3	○○自動車	□□市◇丁目×-○	
この頁の小計		200000					
その他の支出		450000					
合 計		650000					

- ① 様式（その13）の支出項目ごとに分類し、「項目別区分」欄に、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- ② 国会議員関係政治団体でなかった期間、又は資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- ③ 1件あたりの金額が5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1件あたりの金額が1万円を超える。以下同じ。）の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的・金額及び年月日を記載すること。また、5万円以上（1万円を超える）の支出については、必ず領収書の写しを添付すること（領収書を徵し難かった支出については、領収書を徵し難かった支出の明細書を作成し、提出すること）。
- ④ 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出を一括してその合計金額を記載すること。

様式（その15）

（政治活動費の内訳）

共通事項

ア 「政治活動費」の内訳であり、様式（その13）の支出項目を適宜小分類し、記載すること。また、小分類したものごとに別葉とすること。

イ 1件あたりの金額が5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1件あたり1万円を超えるもの（以下同じ））の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的・金額及び年月日を記載すること。

また、5万円以上（1万円を超える）の支出については、必ず領収書の写しを添付すること（領収書を徵し難かった支出については、領収書を徵し難かった支出の明細書を作成し、提出すること。）。

ウ 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること（小分類については、（その13）の分類基準参照、ただし政治資金パーティーについては、これによらず、パーティーごとに分類すること。）。

また、「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」というように具体的に記載すること。

エ 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1件1万円以下のもの）の支出を一括してその合計金額を記載すること。

（その15）

（3）政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費	（組織対策費）	
支出の目的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
趣意書印刷		880000	7.2.11	○○印刷有限会社	○○市◇丁目×-△△	
〃発送		62000	7.2.23	▽▽郵便局	□□市○丁目△-×	
会議飲み物代		50000	7.8.10	□□商店	△△市□丁目○-○○	
会議弁当代		120000	7.9.24	○□弁当	○○市□丁目△	
会議室使用料		140000	7.5.5	△△ホテル	□□市○丁目××	
この頁の小計		1252000				
その他の支出		20000				
合計		1272000				

(その15)

(その15)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 7月10日□□□会場山梨太郎を励ます会				
支 出 の 目 的	金 領				年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会場借上費		1	4	5	0	0	0	7.1.10 □□□会場	○○市△丁目×-△△
講師謝礼		5	0	0	0	0	0	7.3.1 ▽▽○○	□□市○丁目△-×
案内印刷代		1	0	0	0	0	0	7.4.11 ○○○出版	△市□□丁目○□
食事代		5	0	0	0	0	0	7.1.10 □□□会場	○○市△丁目×-△△
この 頁 の 小 計		3	4	5	0	0	0		
その他の支出					5	0	0		
合 計		3	5	0	0	0	0		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 寄附・交付金 (契 附)				
支 出 の 目 的	金 領				年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
寄附		1	0	0	0	0	0	7.3.12 △□を支援する会	□□市○丁目△-×
寄附		1	0	0	0	0	0	7.7.20 甲谷七郎後援会	△△市○丁目△-×
寄附		1	0	0	0	0	0	7.10.3 乙川八郎後援会	××郡○○町△□番地
この 頁 の 小 計		3	0	0	0	0	0		
その他の支出						0			
合 計		3	0	0	0	0	0		

(その15)

様式（その16）

(本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳)

※該当となる支出がある場合は提出が必要

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳						
支 出 項 目	金 額			年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地
支部交付金	十億	億	万	1 0 0 0 0 0 0	7.10.24	○○党□□支部
支部交付金				1 0 0 0 0 0 0	7.12.26	○○党□□支部
この 頁 の 小 計				2 0 0 0 0 0 0		
合 計				2 0 0 0 0 0 0		

様式（その17）**（資産等の総括表）※必ず提出**

当該政治団体が、12月31日において有する資産等の項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入する（収支が「0」の団体にあっても必ず記載すること。）。

様式（その18）**（資産等の項目別内訳）**

- ① 様式（その17）において「有」とした資産等について、次の例により項目別に、それぞれの資産等の価額等を記載すること。なお、「項目別区分」欄には「土地」、「建物」というように様式（その17）の該当する項目を記載し、それぞれの区分ごとに別葉とすること。
- ② 各資産等の記載方法は、次のとおりである。

資産項目	記載方法
土地	所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、所在を「摘要」欄に、面積を「備考」欄に記載すること。
建物	所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、所在を「摘要」欄に、床面積を「備考」欄に記載すること。
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、所在及び地上権又は賃借権を「摘要」欄に、面積を「備考」欄に記載すること。
動産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、品目を「摘要」欄に、数量を「備考」欄に記載すること。
預金又は貯金	残高を記載するものとし、「摘要」欄には「残高」と記載すること。 (年月日の記載は不要)
金銭信託	信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
有価証券	種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、種類を「摘要」欄に、銘柄及び数量を「備考」欄に記載すること。
出資による権利	出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、出資先を「摘要」欄に記載すること。
貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、貸付先を「摘要」欄に記載すること。
敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、支払先を「摘要」欄に記載すること。
施設の利用に関する権利	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、種類を「摘要」欄に、施設の名称を「備考」欄に記載すること。
借入金	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

(その18)

2 資産等の項目別内訳

様式（その19）

(不動産の利用の現況)

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分			
摘要	用途	利 用 の 現 態			
		事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の額

資金管理団体については、その有する資産等のうち不動産（様式（その17）のアからウまでの資産をいう。）の利用の現況について項目別に分類したうえで記載すること。

様式（その20）

(宣誓書) **※必ず提出**

当該政治団体の会計責任者が記名押印又は署名し、作成日を記入すること。
代表者については、解散時のみ記名押印又は署名すること。

| (その 2 0)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領 収 書 等 の 写 し
 - 2 監 査 意 見 書 (政 党 及 び 政 治 資 金 団 体 に 限 る。)
 - 3 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国 会 議 員 關 係 政 治 团 体 に 限 る。)
 - 4 確 認 書 (国 会 議 員 關 係 政 治 团 体 に 限 る。)

この報告書は、政治資金規正法に従つて作成したものであつて、真実に相違ありません。

金和八年〇月〇日

政治団体の名称

山梨太郎後援会

会計責任者の氏名

乙山 花子

(解散時のみ)
代表者の氏名

※ 本人署名の場合は押印不要

※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

(9) 収支報告書の添付書類について（規正法第12条第2項、第19条の11、規正規則第9条）

領収書の写しを添付しなければならない経費の支出について、領収書を徴し難い事情があったときには、次の様式に明細等を記載し、提出すること。

領収書を徴し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額						年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要	百万	千	百	十	円			
組織活動費	会議飲み物代		5	0	0	0	7.8.10	即金払いのため	
寄附	寄附		1	0	0	0	7.3.12	銀行振込のため	

政治団体の名称

山梨太郎後援会

会計責任者の氏名

乙山 花子



※ 本人署名の場合は押印不要

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

金融機関への振込みによる支出に係るものについては、この様式に金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができること。

第16号様式（第9条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
何々	何々

政治団体の名称

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。

参考

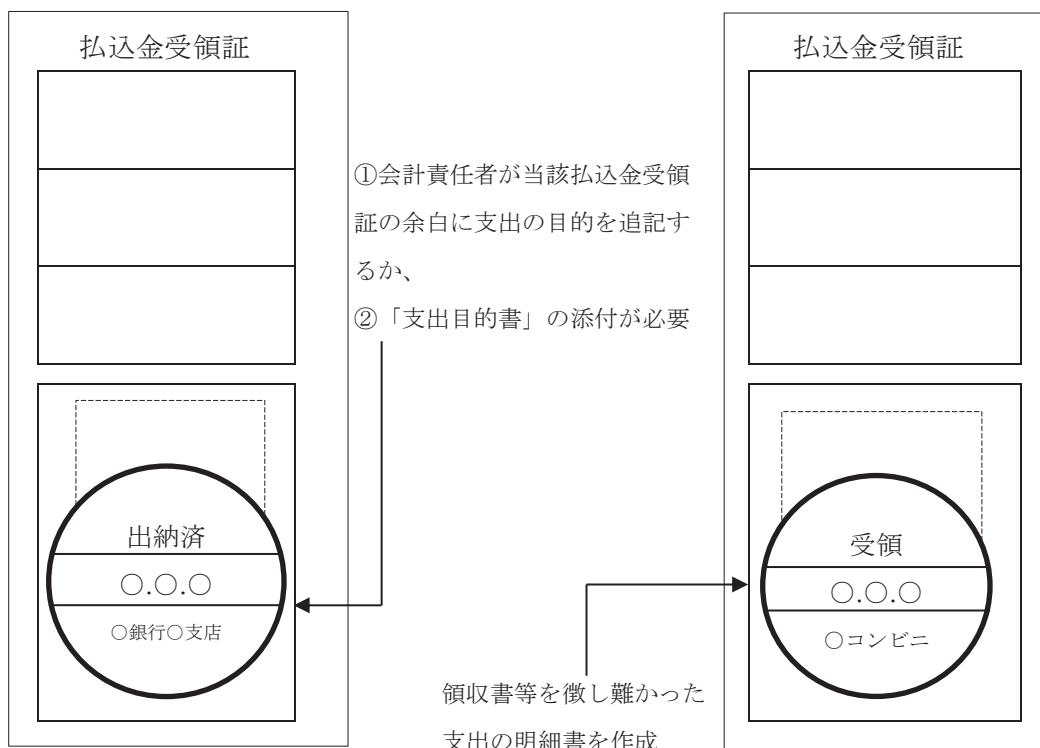
「領収書等」と「払込金受領証」の取扱いについて

- ① 「領収書等」とは、支出の目的、金額及び年月日が記載されており、かつ直接の支出の相手方から発行された書面とされている。
- ② 「払込金受領証」とは、金融機関、コンビニエンスストア等で払込みをした場合の受領証。支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、当該払込金受領証の写しを提出することになる。
- ③ 「払込金受領証」において、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合には、受領印を確認し、**支払った場所に応じて**、次のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要。

○ 払込金受領証の取扱い

受領者 記載	金融機関（ゆうちょ銀行含む） で支払った場合	コンビニエンスストアなど 金融機関以外で支払った場合
支出の目的が記載 されている場合	払込金受領証の写しの添付のみ	
支出の目的が記載 されていない場合	① 会計責任者が当該払込金受領証の 余白に支出の目的を追記するか、 ② 「支出目的書」の添付が必要	領収書等を徵し難かった支出の明細 書を作成

○ 例



国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人の監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません（規正法第第19条の13、第19条の14）。

なお、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、政治資金監査報告書もオンラインで提出する必要があるため、登録政治資金監査人から電子署名を付与した政治資金監査報告（電子データ）の交付を受けることが必要になりますのでご留意ください。

【「登録政治資金監査人」とは】

登録政治資金監査人とは、政治資金監査を行う者として、弁護士、公認会計士、税理士のうち総務省の政治資金適正化委員会に登録された者をいいます。政治資金適正化委員会が行う政治資金に関する研修を修了した登録政治資金監査人が、政治資金監査を行うこととされています。

（10）無償提供を受けた場合について

Q 労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」にあたります。

この場合、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまい、ますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴すことができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

○ 無償提供を受けた場合の記載例（事務所の無償提供）

① 収入

(その 7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額				年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
山田 太郎	十億	千	百万	1 5 0 0 0 0	7.4.10	○○市◇◇一丁目△番□号	会社役員	事務所無償提供

事務所の無償提供を受けた場合、寄附の内訳（その 7）に事務所の利用料相当分を時価に換算した金額を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」と記載すること。

② 支出

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる 寄附相当分	十億	千	百万	1 5 0 0 0 0	7.4.10	山田 太郎	○○市◇◇一丁目△番□号	

①の収入は実際の収入ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致となる。
そのため、経理上の処理のため、支出に同額を計上する。
支出の項目は政治活動費のその他の経費（その 15）とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記入すること。

③ 領収書等を徵し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徵し難かった支出の明細書

行番号	支出の目的		金額	年月日	領収書等を徵し難かった事情
	項目	摘要			
	その他の経費	金銭以外のもの による寄附相当分	1 5 0 0 0 0	7.4.10	無償提供のため

②の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徵することができないと考えられるため、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」（第15号様式）を作成する。このとき、「領収書等を徵し難かった事情」に「無償提供のため」と記載すること。

6 寄附に関する制限

(1) 寄附の量的制限

量的制限には、総枠制限と個別制限があります。

金銭等によらない寄附（自動車、事務所、労務等の無償提供）も含めて寄附の量的制限が適用されます。

① 総枠制限（規正法第21条の3）

個人のする寄附の限度額は、政党及び政治資金団体に対しては、年間合わせて2千万円、その他の政治団体及び公職の候補者等に対しては、年間1千万円と定められています。

会社、労働組合、その他の団体等のする寄附の限度額は、資本金や組合員数に応じて、政党及び政治資金団体に対して年間合わせて750万円から1億円までとなっています。

政治団体のする寄附については、制限が設けられていません。

② 個別制限（規正法第22条）

個人は、政党及び政治資金団体へは個別制限はありませんが、その他の政治団体へは年間150万円、政治家への寄附も年間150万円までと制限されています（選挙運動に関する金銭等による寄附もこの範囲内となる）。

会社、労働組合、その他の団体は、政党及び政治資金団体への個別制限はありませんが、その他の政治団体へは禁止されています。

政治家が指定している資金管理団体へ、政治家自身の自己資金を寄附する場合には、「総枠制限」（1千万円）のみで、個別制限はありません。

平成18年1月1日から、個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間5,000万円以内に制限されています。

③ 総枠制限及び個別制限のないもの

次のものは、総枠制限及び個別制限の適用はありません。

ア 個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間以外の政治団体のする寄附
(公職選挙法（以下「公選法」と言う。）第199条の5第1項但し書き)

また、政治家の後援会は、政治家の選挙区内の者に寄附することは一部の例外（政治団体、親族に対する寄附等）を除き禁止されています。

イ 特定寄附（規正法第21条の3第4項、同法第22条第3項）

特定寄附とは、政治家が政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定した資金管理団体へする寄附をいいます。

ウ 個人が遺贈によってする寄附（規正法第21条の3第4項、同法第22条第3項）

(2) 会社等の寄附の制限（規正法第21条第1項）

会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることができません。

(3) 政治家への寄附の禁止（規正法第21条の2）

政党を除き、何人も政治家への金銭等（金銭及び有価証券）による寄附は原則として禁止されています。

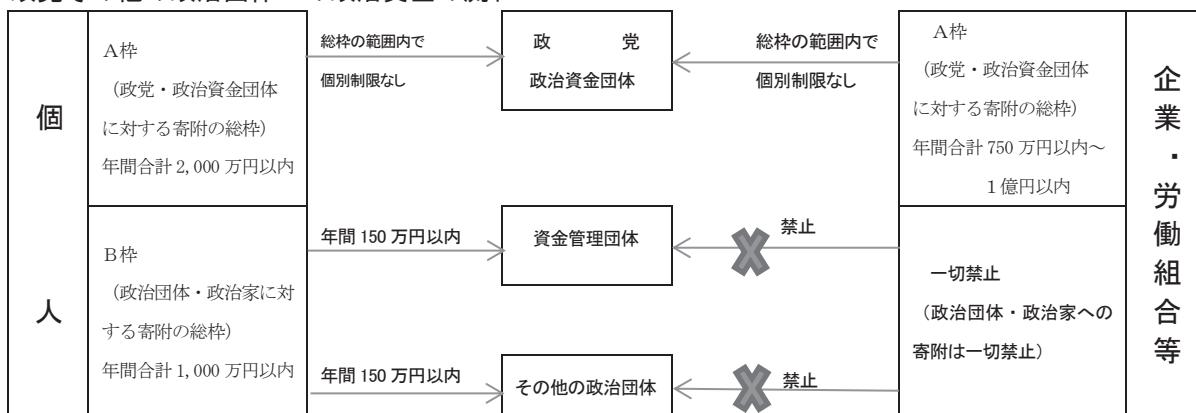
物品等は、会社、労働組合、その他の団体を除き、年間の総枠・個別制限の範囲内で寄附できます。

金銭等による政治家個人への寄附は、個人及び政治団体は選挙運動に関する金銭等による寄附のみ可能です。従って、選挙運動に関するもの以外の金銭等による政治家個人への寄附は、政治家本人の後援会であっても禁止されています。

(注) 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止

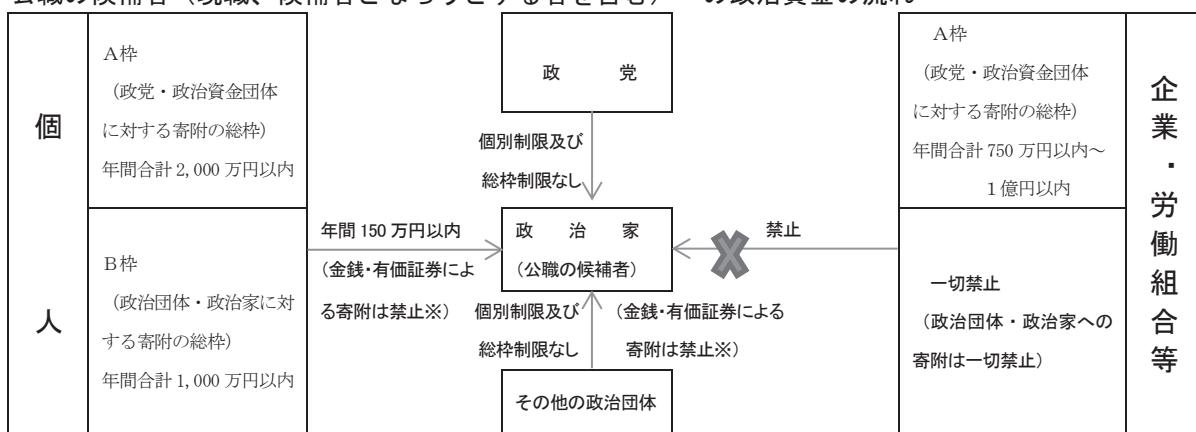
政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附が禁止されます。（令和9年1月1日から適用）

政党その他の政治団体への政治資金の流れ



※ 個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く）間の寄附は、年間5,000万円以内。（H18.1.1～）

公職の候補者（現職、候補者となるとする者を含む）への政治資金の流れ



※物品等による寄附であればすることができる。また、選挙運動に関するもののみ、金銭等による寄附ができる。

寄附の量的制限の概要

受領者	個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体		
	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	総枠個別制限	総枠制限	個別制限
政党・政治資金団体	年間 2,000 万円	制限なし	資本金・組合員数等 (※4)に応じて 年間 750 万円～1 億円	制限なし	制	制限なし	
資金管理団体	年間 1,000 万円	年間 150 万円(※1)			限		
資金管理団体以外の政治団体	(※2)	年間 150 万円			な		年間 5,000 万円
公職の候補者	公職の候補者に対するものは金 銭等に限り禁止 (※3)	金銭等に限り禁 止(※3)	金銭等に限り禁 止(※3)	年間 150 万円	し	金銭等に限り禁止(※3)	その他は制限なし

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附については、個別制限がなく、総枠制限が限度となる。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※3 選挙運動に関するものについては、金銭及び有価証券による寄附ができる。

※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

(注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

(4) 寄附の質的制限

次に掲げるものは、政治活動に関する寄附が禁止されています。

① 特定会社等の寄附の禁止（規正法第22条の3）

- ア 国又は地方公共団体から、補助金、負担金、利子補給その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付の決定を受けた日から1年間は政治活動に関する寄附をすることができません。
- イ 国又は地方公共団体から、資本金、基本金その他これに準ずるもの出資又は拠出を受ける会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることができません。
- ウ ア、イについて、国との関連のみを有する会社等は、地方公共団体の長及び議会の議員に関する団体に寄附することまでは禁止されていません。
同様に、地方公共団体との関連のみを有する会社等が、国会議員や当該地方公共団体以外の長及び議会の議員に関する団体に寄附することは禁止されません。
- エ 何人も上記ア、イの規定の適用を受けるものであることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、要求してはなりません。
また、上記ア、イの規定に違反してされる寄附であることを知りながら寄附を受けることもできません。

② 赤字会社の寄附の禁止（規正法第22条の4）

- 3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附ができません。

③ 外国人などからの寄附の受領禁止（規正法第22条の5）

- 外国人・外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体からの寄附を受けることはできません（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者等からの寄附を除く。）。また、令和9年1月1日から、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません。

④ 匿名寄附の禁止（規正法第22条の6）

- 何人も、本人以外の名義又は匿名による政治活動に関する寄附はできません。ただし、匿名の寄附について、街頭又は一般に公開される講演会などの会場において、政党又は政治資金団体に対してする1千円以下のものは可能です。

(5) 寄附のあっせん等に関する制限

① 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法第22条の7第1項）

- 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対して業務、雇用その他の関係又は組織の影響力をを利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法での当該寄附のあっせんに係る行為は禁止されています。

② 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止（規正法第22条の7第2項）

- 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものから、控除による方法で当該寄附を集めることは禁止されています。

③ 公務員の地位利用による寄附等への関与等の制限（規正法第22条の9）

- 国又は地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

また、政治資金パーティーの対価の支払いに関しても同様の規制が設けられています。

※ この他に、公職選挙法の寄附禁止の規定（199条～200条）にも注意してください。

(6) 渡切りの方法による支出の禁止等（規正法第8条の2の2）

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされています。

政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないとされています。

〈参考〉公職選挙法による寄附の制限一覧

寄附をしてはならない者	禁 止 期 間	禁 止 の 内 容
①国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公選法 199条①	契約の当事者である間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
②地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公選法 199条①		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
③国から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公選法 199条②	利子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実に金額の給付のあった日から起算して1年を経過した日までの間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
④地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公選法 199条②		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
⑤公職の候補者等 公選法 199条の2	時期を問わず	<p>当該選挙区内にある者に対して</p> <p>例外</p> <ol style="list-style-type: none"> 政治団体に対してする場合(政治団体が後援団体であるときは、⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。) 公職の候補者等の親族に対してする場合 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するため選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く)としてする場合 <p>政治団体が後援団体であるときは、⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。</p> <p>(この講習会等には参加者に対して饗応接待が行われるような集会は含まれないし、この講習会等が選挙区外で行われる場合も例外には当たらない。また、⑨、⑩に掲げる期間に行われる場合も禁止される。)</p>
⑥公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体 公選法 199条の3		<p>公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような方法で、当該選挙区内にある者に対して</p> <p>例外 [政治団体に対してする場合]</p>
⑦公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体 公選法 199条の4		<p>当該選挙に関してその選挙区内にある者に対して</p> <p>例外 政治団体又は公職の候補者等に対してする場合</p>
⑧後援団体(政治団体のうち、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの) 公選法 199条の5①	時期を問わず	<p>当該選挙区内にある者に対して</p> <p>例外</p> <ol style="list-style-type: none"> 政治団体又は当該公職の候補者に対してする場合 団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附(⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。また、花輪、供花、香典、祝儀類も禁止される。)
⑨何人も 公選法 199条の5②	<ul style="list-style-type: none"> 任期満了の日前90日 解散の翌日 選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日 <p>から当該選挙の投票日までの間</p>	<p>後援団体の集会(結成のための集会も含む。)、旅行行事等において、当該選挙区内にある者に対して、饗応接待をし、又は金銭、記念品、その他の物品を供与すること。</p>
⑩公職の候補者等 公選法 199条の5③		自己に係る後援団体(資金管理団体を除く。)に対して

(注) ⑤の場合、逆に何人も公職の候補者等に対して、公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり要求したりすることも禁止される。

(親族が公職の候補者等に要求する場合等は除く。)

7 個人のする政治活動に関する寄附に対する課税上の優遇措置

租税特別措置法により、次の要件に該当する個人の寄附は、「特定寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象となります（租税特別措置法第41条の18）。

(1) 優遇措置の適用要件

① 適用団体

個人のする寄附のうち次に掲げるものに限り適用があります。

ア 次に掲げる団体に対する寄附

- ・政党（支部を含む。）
- ・政治資金団体（資金管理団体とは異なるので注意）
- ・政治上の主義・施策の推進・支持・反対を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの
- ・特定の公職の候補者の推薦・支持・反対を本来の目的とする団体（後援団体）のうち、国会議員、県知事、県議の選挙における特定の候補者（当該候補者となるとする者及び当該公職にある者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とするもの。ただし、「被推薦書」及び「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の届出のない政治団体は、寄附金控除の対象となるない。また、当該者が公職にある者でない場合には、当該者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られる。

イ 国会議員、県知事、県議の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附

② 寄附者の氏名等の収支報告書による報告

個人のする寄附について所得税の優遇措置の対象となる相手先の政治団体及び公職の候補者は、上記の①の範囲のものに限られますが、優遇措置を受けるためには、寄附を受けた側が規正法第12条第1項・第17条第1項の規定による収支報告書（政治団体収支報告書）又は、公選法第189条の規定による収支報告書（選挙運動費用収支報告書）に寄附者の氏名等の内訳を報告することが必要です。

③ 適用除外

ア 法の規定に違反する場合

量的制限を超えてなされた寄附、他人名義の寄附等法の規定に違反するものは優遇措置の対象から除かれます。

イ 寄附者に特別の利益が及ぶ場合

上記①②の要件に該当するものであっても、寄附者に特別な利益が及ぶ場合は、対象となりません。どのようなケースが該当するかは、個別のケースに応じて税務署で判断されますが、例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附しあう場合などは、課税上の優遇措置の適用はありません。

(2) 優遇措置を受けるための手続

寄附者が課税上の優遇措置を受けようとするときの手続としては、寄附者が確定申告をすることと、確定申告に際して県選挙管理委員会（総務大臣届出団体の場合は総務大臣）が確認した「寄附金控除のための書類」を添付することが必要です。

この書類が確定申告に間に合わない場合には、とりあえずこの書類に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日この書類を寄附者が受けたとき速やかに税務署に提出してください。

なお、個人が特定の公職の候補者の後援団体等に対し寄附をした場合は「所得控除制度」のみですが、政党又は政治資金団体に対して寄附をした場合には「所得控除制度」と「税額控除制度」の選択ができます。詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

8 政治活動用事務所を表示する立札・看板の類の設置上の注意事項

(1) 立札・看板の類の総数の制限（公選法施行令第110条の5第1項）

選挙の種類によって、立札・看板の類の総数が次のように制限されています。

・候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数（本県の場合）

選挙の種類	候補者等（本人用）	後援団体用
衆議院議員（小選挙区）	10	15
参議院議員（選挙区）	12	18
山梨県知事	12	18
山梨県議会議員	6	6
市長・市議会議員	6	6
町村長・町村議会議員	4	4

県選挙管理委員会

市町村選挙管理委員会

- ※ 同一の候補者等に係る後援団体が2以上あるときは、そのすべての団体を通じて上記の総数以内に限られます。
- ※ 衆議院議員及び参議院議員の比例代表選出に係るものについては、総務省となります。

(2) 事務所ごとの立札・看板の類の数の制限（公選法第143条第16項第1号）

- ・1つの事務所に掲示できる立札・看板の類は、候補者等（本人用）、後援団体用それぞれ2枚以内です。
- ・看板等の両面を使用する場合は、1つの看板で2枚に数えます。

(3) 立札・看板の類の規格（公選法第143条第17項）

- ・大きさ 150cm×40cm以内

（注）足をつける場合は、その足の部分を含みます。縦長、横長のいずれでもかまいません。

ビルの窓等に直接書く場合には、150cm×40cm以内の枠を設ける必要があります。

あんどん形式のものや広告塔のようなものは、立札・看板の類とは認められないため設置できません。

(4) 証票の貼付（公選法第143条第17項）

事務所の立札・看板の類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければなりませんので、看板等を設置する場合は事前に関係の選挙管理委員会に証票の申請を行ってください。

(5) 違法な設置

規格内の立札・看板の類で交付を受けた証票を貼付したものであっても、事務所の実態のない場所に掲示してあるものや証票の有効期限が切れている証票を貼付したものは違反となりますので注意してください。

また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。

9 各種様式、記載例

	頁
○ 政治団体設立届	4 5
○ 被推薦書	4 9
○ 一般的な後援団体の規約の例	5 1
○ 届出事項の異動届	5 2
○ 政治団体解散届	5 4
○ 政治団体支部解散届	5 6
○ 資金管理団体指定届	5 7
○ " 届出事項の異動届	5 9
○ " 指定取消届	6 1
○ " でなくなった旨の届出	6 3
○ 国會議員関係政治団体に該当する旨の通知	6 5
○ " に該当しなくなった旨の通知	6 7
○ 政党の状況等に関する届（政党支部用）	6 9
○ 支部証明書（政党支部用）	7 1
○ 政治活動用事務所を表示する看板等の証票交付申請書 (候補者等用、後援団体用)	7 3
○ 寄附金（税額）控除のための書類	7 9

※ 各種届出及び報告をされる場合は、本様式を複写したものを使用していただいても差し支えありません。

なお、平成10年12月11日に政省令が改正され、各様式における「政治団体印」は押印する必要がなくなりました。また、代表者や会計責任者の氏名及び印の欄についても、本人が署名した場合には押印する必要がなくなりました。

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣
山梨県選挙管理委員会

殿

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)			政治団体の区分	
	<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 			国会議員関係政治団体の区分	
目 的	別紙のとおり		組織年月日	令和 年 月 日	
	(〒) (電話)				
主たる事務所の所在地					
主たる活動区域					
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	住 所 等	生 年 月 日	選 任 年 月 日	
	(〒) (電話)	大・昭・平 年 月 日	令和 年 月 日		
会 計 責 任 者	(〒) (電話)	大・昭・平 年 月 日	令和 年 月 日		
	(〒) (電話)	大・昭・平 年 月 日	令和 年 月 日		
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	(〒) (電話)	大・昭・平 年 月 日	令和 年 月 日		
	(〒) (電話)	大・昭・平 年 月 日	令和 年 月 日		
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用 関 係 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体			代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体			公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	
(ふりがな)					
政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体			主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
(ふりがな)					
主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名			主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類		
(ふりがな)					
(ふりがな)					
(ふりがな)					

【後援会を新たに設立する場合】
第1号様式（第1条関係）

政治団体設立届

令和 ● 年 1 月 7 日

総務大臣
山梨県選挙管理委員会

殿

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

県庁一郎後援会
甲府市丸の内一丁目6番1号
県庁一郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな) けんちょういちらうこうえんかい 県 庁 一 郎 後 援 会			政治団体の区分
	<input type="checkbox"/> 政黨 <input type="checkbox"/> 政黨の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部			国会議員関係政治団体の区分
目 的	別紙のとおり		組織年月日	令和 年 月 日
	(〒 400-8501) 甲府市丸の内一丁目6番1号		(電話 055-223-1829)	
主たる活動区域	甲府市			
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	住 所 等	生 年 月 日	選 任 年 月 日
	けんちょう いちろう	(〒 400-0031) 甲府市丸の内●丁目●番●号 (電話 055-●●●-■■▲▲)	大 ● 昭 ● 平 ●年 3月 3日	令和 ●年 1月 5日
会 計 責 任 者	かい はなこ	(〒 400-0861) 甲府市城東▲丁目▲番▲号 (電話 055-▲▲▲-××■■)	大 ● 昭 ● 平 ●年 5月 5日	令和 ●年 1月 5日
	せんかん たろう	(〒 400-0043) 甲府市国母■丁目■番■号 (電話 055-■■■-●●××)	大 ● 昭 ● 平 ●年 7月 7日	令和 ●年 1月 5日
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用 関 係 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体	(ふりがな)			
	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名		主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	(ふりがな)			
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	(ふりがな)			
(ふりがな)				
(ふりがな)				

【政党の支部を新たに設立する場合】
第1号様式（第1条関係）

政治団体設立届

令和 ● 年 1 月 7 日

総務大臣
山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

県庁党甲府支部
甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨 次郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな) けんちゅうとうこうふしふ 県 庁 党 甲 府 支 部 (本部:県庁党)			政治団体の区分
	<input type="checkbox"/> 政党 <input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 国會議員関係政治団体の区分			
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 ● 年 1 月 5 日	
主たる事務所の所在地	(〒 400-8501) 甲府市丸の内一丁目6番1号 (電話 055-223-1829)			
主たる活動区域	甲府市			
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	住 所 等	生 年 月 日	選 任 年 月 日
	やまなし じろう	(〒 400-0856) 甲府市伊勢●丁目●番●号 (電話 055-●●●-■■▲▲)	大 ● 昭 ● 平 ●年 2月 14日	令和 ● 年 1月 5日
会 計 責 任 者	せんきょ はなみ	(〒 400-0861) 甲府市城東△丁目△番△号 (電話 055-▲▲▲-××■■)	大 ● 昭 ● 平 ●年 10月 31日	令和 ● 年 1月 5日
	めいばい さぶろう	(〒 400-0053) 甲府市大里町■丁目■番■号 (電話 055-■■■-●●××)	大 ● 昭 ● 平 ●年 12月 25日	令和 ● 年 1月 5日
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	明推 三郎			
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用 関 係 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
第1項 第1号に 国会議員関係政治	政党の支部の場合、添付書類として規約の他に「政党の状況等に関する届」（第20号様式）と「支部証明書」（第21号様式）が必要			
政治資金規正法第19 第1項 第2号に係る 国会議員関係政治団体	する公職の種類			
政治資金規正法第19条の7 第1項 第3号に係る 国会議員関係政治団体	(ふりがな)			
	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名		主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	(ふりがな)			
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	(ふりがな)			
(ふりがな)				
(ふりがな)				

【国會議員関係政治団体（1号団体かつ2号団体）を新たに設立する場合】
第1号様式（第1条関係）

政治団体設立届

令和 ● 年 1 月 7 日

総務大臣
山梨県選挙管理委員会

殿

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

甲州春男後援会
甲府市丸の内一丁目6番1号
甲州 春男 

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな) こうしゅうはるおこうえんかい 甲州春男後援会			政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政黨 <input type="checkbox"/> 政黨の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 <input checked="" type="checkbox"/> 国會議員関係政治団体の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る国會議員 関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る国會議員 関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る国會議員 関係政治団体
	「国會議員関係政治団体に該当する旨の通知」（第27号様式） の添付が必要			
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 ● 年 1 月 5 日	
主たる事務所の所在地	(〒 400-8501) 甲府市丸の内一丁目6番1号 (電話 055-223-1829)			
主たる活動区域	山梨県内			
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	住 所 等	生 年 月 日	選 任 年 月 日
	こうしゅう はるお 甲州 春男	(〒 400-0035) 甲府市飯田一丁目6番1号 (電話 055-●●●-■■▲▲)	大・昭・平 ●年 3月 21日	令和 ● 年 1月 5日
会 計 責 任 者	いんてん なつえ 印伝 夏江	(〒 400-0065) 甲府市貢川一丁目1番1号 (電話 055-▲▲▲-××■■)	大・昭・平 ●年 8月 13日	令和 ● 年 1月 5日
	ふじさん あきこ 富士山 秋子	(〒 400-0026) 甲府市塩部一丁目1番1号 (電話 055-■■■-●●××)	大・昭・平 ●年 9月 23日	令和 ● 年 1月 5日
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用 関 係 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国會議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（候補者等）			
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国會議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな) こうしゅうはるお 甲州 春男		公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（候補者等）	
政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国會議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 (ふりがな)		主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 (ふりがな)		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	(ふりがな)			
	(ふりがな)			
	(ふりがな)			

第8号様式（第2条関係）

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 印

住 所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「山梨県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「山梨県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「山梨県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第8号様式（第2条関係）

被 推 薦 書

令和 ●年 6月 1日

政治団体の名称 **選管政策フォーラム**

代表者の氏名 **甲山 太郎 殿**

公職の種類の異動に伴い、「被推薦書」を再度提出する場合、公職の種類の異動年月日を記載すること。

公職の種類 **山梨県議会議員（現職）**
(令和●年6月1日から)

氏 名 **乙川 花子**
住 所 **甲府市寿町●丁目●番●号**

私（私達）は、令和 ●年 4月 1日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

- ・「政治団体設立届」に添付する場合、組織年月日と同じ日付を記載
- ・公職の種類の異動に伴い「被推薦書」を再度提出する場合、当初提出した日付と同じ日付を記載

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「山梨県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「山梨県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「山梨県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

■ ■ ■ ■ ■ ■ 規 約

(名称)

第1条 本会は、■■■■■と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山梨県■■市（山梨県■■郡■■町）に置く。

(目的)

第3条 本会は、■■ ■■ 氏の政治活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 研究会、講演会等の開催

二 会報等の発刊及び配布

三 ■■■■■■■■■■■■

四 会員相互の親睦を図る事業

五 その他本会の目的の達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

一 会長 1名

二 副会長 ■名

三 幹事 ■名

四 会計責任者 1名

五 会計責任者の職務代行者 1名

六 監事 ■名

(役員の選出及び任期)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時に開催するものとする。

3 役員会は、必要に応じ開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、年■■■円とする。

(会計年度及び会計監査)

第10条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第12条 本規約の定めの無い事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和■■年■■月■■日から実施する。

設立届の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致します。

届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容			異動年月日
政治団体の名称	新			令和 年 月 日
	旧			
国會議員関係 政治団体の 区分	新			令和 年 月 日
	旧			
主たる事務所の 所 在 地	新	(〒) 電話 ()		令和 年 月 日
	旧			
区分	氏 名	[新] の 住 所 等		
(ふりがな) 代 表 者	新	(〒) 電話 ()		令和 年 月 日
	旧			
生年月日 大・昭・平 年 月 日				
(ふりがな) 会計責任者	新	(〒) 電話 ()		令和 年 月 日
	旧			
生年月日 大・昭・平 年 月 日				
(ふりがな) 会計責任者の 職務代行者	新	(〒) 電話 ()		令和 年 月 日
	旧			
生年月日 大・昭・平 年 月 日				
その他	<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 支部の有無 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 主たる活動区域 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置 ()		令和 年 月 日

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国會議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国會議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国會議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国會議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国會議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

届出事項の異動届

総務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

令和●年 10月 10日

県庁政策研究会
甲府市丸の内一丁目6番1号
県庁 太郎 県庁

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容			異動年月日
政治団体の名称	新	けんちょうせいさくけんきゅうかい 県庁政策研究会		令和●年 10月 5日
	旧	選管政策研究会		
国會議員関係 政治団体の 区分	新			令和 年 月 日
	旧			
主たる事務所の 所 在 地	新	(〒 400-8501) 電話 (055-223-1829) 甲府市丸の内一丁目6番1号		令和●年 10月 5日
	旧	甲府市丸の内二丁目17		
区分		氏 名	[新] の 住 所 等	
(ふりがな) 代 表 者	新	けんちょう たろう 県庁 太郎	(〒 400-8501) 電話 (055-223-1829) 甲府市丸の内一丁目6番1号	令和●年 10月 5日
	旧	選管 一郎	生年月日 大・昭・平 ●年 8月 8日	
(ふりがな) 会計責任者	新		(〒) 電話 ()	令和 年 月 日
	旧		生年月日 大・昭・平 年 月 日	
(ふりがな) 会計責任者の 職務代行者	新		(〒) 電話 ()	令和 年 月 日
	旧		生年月日 大・昭・平 年 月 日	
その他の	<input checked="" type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 支部の有無 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 主たる活動区域 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置 ()	令和●年 10月 5日

資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名に異動があるときは、「資金管理団体の異動届」も提出すること。
(備考)

- この用
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国會議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国會議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国會議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国會議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国會議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

第18号様式（第11条関係）

政 治 団 体 解 散 届

令和 年 月 日

總務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名
会計責任者の氏名



令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出する場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第18号様式（第11条関係）

政 治 団 体 解 散 届

令和 ● 年 10月 25日

総務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

解散年分の収支報告書もあわせて提出すること。

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名
会計責任者の氏名

選管政策フォーラム
甲府市寿町●丁目●番●号
甲山 太郎
乙山 花子



令和 ● 年 9月 30日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定
により届け出ます。

資金管理団体に指定している場合は、この届出とあわせて「資金管理団体でなく
なった旨の届」（別記第25号様式）を提出すること。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出の提出する場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第19号様式（第11条関係）

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

山梨県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

○

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わって同法第17条第1項の届出をします。

記

1 政治団体の支部の名称

2 支部の事務所の所在地

3 支部の代表者の氏名

4 支部の会計責任者の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内）に法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

第23号様式（第14条関係）

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和 年 月 日

總務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

公職の種類

氏 名
住 所



令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、
政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日
氏 名



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山梨県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 南関東選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

第23号様式（第14条関係）

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和 **●**年 **8**月 **8**日

總務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

公職の種類

山梨県議会議員（現職）

氏 名

甲州 花子

住 所

甲府市中央●丁目1番1号



令和 **●**年 **8**月 **5**日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

甲州花子後援会

2 主たる事務所の所在地

甲府市中央●丁目2番2号

3 代表者の氏名

甲州 花子

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 **●**年 **8**月 **8**日

氏 名

甲州 花子



（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山梨県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 南関東選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

第26号様式（第14条関係）

資 金 管 理 団 体 届 出 事 項 の 異 動 届

令和 年 月 日

總務大臣 殿
山梨県選挙管理委員会

氏 名
住 所

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 異動事項

3 内容

- (1) 新
- (2) 旧

4 異動年月日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日
氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第26号様式（第14条関係）

資 金 管 理 団 体 届 出 事 項 の 異 動 届

令和 ●年 7月 6日

總務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

氏 名
住 所

山梨 三郎
甲府市朝氣●丁目●番●号



届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

山梨三郎を応援する会

2 異動事項

主たる事務所の所在地

3 内容

(1) 新 **甲府市池田●丁目●番●号**

(2) 旧 **甲府市飯田●丁目●番●号**

4 異動年月日

令和●年7月2日

この届出とあわせて「届出事項等の異動届」が必要となる場合があるため、注意すること。

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 7月 6日

氏名

山梨 三郎



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第24号様式（第14条関係）

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

山梨県選挙管理委員会

氏名
住所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
 - 2 主たる事務所の所在地
-

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日
氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第24号様式（第14条関係）

資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届

令和 ●年 3月 20日

総務大臣

殿

山梨県選挙管理委員会

氏名
住所

選管四郎
甲府市相生●丁目●番●号



令和 ●年 3月 15日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

選管四郎後援会

甲府市酒折●丁目●番●号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 3月 20日

氏名

選管四郎



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第25号様式（第14条関係）

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
山梨県選挙管理委員会

氏名
住所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）
により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定によ
り届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日
氏名

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人
が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当
該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の
届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措
置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 （ ）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の
届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団
体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、（ ）には「資金管理団体の届出をした
者が死亡したこと」と記載すること。

第25号様式（第14条関係）

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 ●年 10月 15日

総務大臣

殿

山梨県選挙管理委員会

氏名
住所

県庁 一子

甲府市善光寺●丁目●番●号

下記の政治団体は、令和 ●年 10月 10日に（解散）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

県庁政策研究会

甲府市徳行●丁目●番●号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●年 10月 15日
氏名

県庁 一子



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

第27号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

㊞

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第27号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 ●年 12月 3日

政治団体の名称

県庁次郎後援会

代表者の氏名

県庁 次郎

殿

公職の種類を変更する場合：

衆議院議員（現職）（令和●年●月●日から）

公職の種類

氏 名

住 所

衆議院議員（候補者等）

県庁 次郎

甲府市緑が丘●丁目●番●号



貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 ●年 12月 1日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

公職の種類の変更に伴い、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を再度提出する場合、最初に提出した「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」に記載した日付と同じ日付を記載

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第28号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

氏 名 印
住 所

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたことにより、貴団体は
令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員
関係政治団体に該当しなくなつたため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があ
るので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなつた年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候
補者でなくなつた日を記載すること。

第28号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 ●年 2月 9日

政治団体の名称

甲州三郎後援会

代表者の氏名

甲州 三郎 殿

氏 名
住 所

甲州 三郎
甲府市和戸町●丁目●番●号

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は
令和 ●年 2月 5日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員
関係政治団体に該当しなくなつたため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があ
るので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

国会議員関係政治団体に該当しなくなつた日
付以降の寄附は寄附金控除対象外

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなつた年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候
補者でなくなった日を記載すること。

第20号様式（第12条関係）

政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届

令和 年 月 日

総務大臣
殿
山梨県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部 とする政党	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
	主たる活動区域	
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

第20号様式（第12条関係）

政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届

令和 **●**年 **11**月 **11**日

総務大臣

殿

山梨県選挙管理委員会

政党の支部の名称

県庁党山梨県支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	県庁党
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区●●
	主たる活動区域	全国
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

第21号様式（第12条関係）

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部（を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名

㊞

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

- ・政黨の支部の設立 又は
- ・政黨の支部の名称、主たる事務所の所在地、
主たる活動区域、支部の単位に異動が生じた
場合に併せて提出

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

選管党山梨支部

主たる事務所の所在地

山梨県甲府市屋形●丁目●番●号

主たる活動区域

山梨県

上記の支部は、本政党の支部（**山梨県** を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 ● 年 7 月 1 日

- ・「政治団体設立届」における組織年月日
- ・「届出事項等の異動届」における異動年月日
と同日以降の日付となる。

政 党 の 名 称

選管党

主たる事務所の所在地

東京都千代田区●●●●●

代 表 者 の 氏 名

選管 太郎



（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

第1号様式

証票交付申請書

令和 年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

候補者等の氏名 印
住 所
(電話)
職 業

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
2 証票交付申請枚数 枚
3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

※は、記入しないでください。

第1号様式

証票交付申請書

令和 ● 年 6 月 6 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

候補者等の氏名
住 所
(電話)
職 業

甲斐 次郎
印
甲府市下飯田●丁目●番●号
055-■■■-△△××
会社役員

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類 県議会議員
- 2 証票交付申請枚数 6 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	証票番号
甲府市西田町●丁目●番●号	1	※
甲府市貢川●丁目●番●号	1	
甲府市羽黒町●丁目●番●号	1	
甲府市右左口町●丁目●番●号	1	
甲府市増坪町●丁目●番●号	2	

※は、記入しないでください。

証票交付申請書

令和 年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
(電話)

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名

住 所

職 業

公職の種類

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

第2号様式の2

※は、記入しないでください。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は 1 枚です。

令和 年 月 日

候補者等の氏名 印

第2号様式の1

証票交付申請書

令和 **●** 年 **1** 月 **15** 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

(電話

山梨太郎後援会

甲州 三郎

甲府市丸の内●丁目●番●号

055-×××-◆◆▲▲



)

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏名 **山梨 太郎**

住所 **甲府市和戸町●丁目●番●号**

職業 **自営業**

公職の種類 **県議会議員**

2 政治団体としての届出先

山梨県選挙管理委員会

3 証票交付申請枚数 **6** 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

第2号様式の2

※は、記入しないでください。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は **0** 枚です。

令和 **●** 年 **1** 月 **15** 日

候補者等の氏名

山梨 太郎



寄附金（税額）控除のための書類

確 認 欄

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名											
住 所											
寄 附 金 の 額	百万	十 万	万	千	百	十	円				
寄 附 年 月 日	令 和 年 月 日										

(注) 寄附金の額には必ず￥をつけること。

寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。2回以上寄附をした場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

(寄附を受けた団体)

名 称			
所 在 地			
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政党 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号)	
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	1	2	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号 該当の場合 (同号に該当の場合は(2)の記載は必要ありません)	(1) その団体が推薦し又は支持する 者 の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	選挙 令 和 年 月 日	

(注) 現職の場合、(2)の記載は不要。

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 补 者	(1) 公職の候補者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	選挙 令 和 年 月 日	
住 所			

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

寄附金 (税額) 控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名	甲州 太郎																								
住 所	甲府市湯村●丁目●番●号																								
寄 附 金 の 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>											百万	十万	万	千	百	十	円	¥	4	0	0	0	0	0
百万	十万	万	千	百	十	円																			
¥	4	0	0	0	0	0																			
寄 附 年 月 日	令和 年 月 日																								

(注) 寄附金の額には必ず¥をつけること。

寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。2回以上寄附をした場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

(寄附を受けた団体)

名 称	選管花子後援会	
所 在 地	甲府市蓬R●丁目●番●号	
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号)
	1	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員 である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号 該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません)	(1) その団体が推薦し又は支持する 者の氏名	選管花子
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	●●● 選挙 令和 ● 年 ● 月 ● 日

(注) 現職の場合、(2)の記載は不要。

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 补 者	(1) 公職の候補者の氏名	選挙 令和 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
●・3・1	10,000円	・ ・	円	・ ・	円
●・6・1	10,000円	・ ・	円	・ ・	円
●・9・1	10,000円	・ ・	円	・ ・	円
●・12・1	10,000円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名	甲斐 次郎										
住 所	甲府市上石田●丁目●番●号										
寄 附 金 の 額	百万 ¥ 3 5 0 0 0										
寄 附 年 月 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日										

(注) 寄附金の額には必ず¥をつけること。

寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。2回以上寄附をした場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

(寄附を受けた団体)

名 称	選管党山梨第3支部	
所 在 地	甲府市国母●丁目●番●号	
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号)
租税特別措置法第41条の18第1項第3号 該当の場合	1	2
租税特別措置法第41条の18第1項第4号 該当の場合 (同号に該当の場合は(2)の記載は必要ありません)	(1) その団体が推薦し又は支持する 者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

(注) 現職の場合、(2)の記載は不要。

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 补 者	(1) 公職の候補者の氏名	選挙 令和 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

